

2012年11月7日、安全保障理事会第6854回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアにおける状況に関する安保理の従前の諸決議、とりわけ決議1772(2007)を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、またソマリアにおける状況の包括的且つ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、

軍事的支援およびマルチプレイヤーを含む一定の派遣部隊が所有する装備の払い戻しを含めるAMISOMに対する後方支援パッケージを拡大するという決議2036(2012)における安保理の決定を想起し、

ソマリアにおける事態が、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. アフリカ連合加盟国が、2013年3月7日までAMISOMの展開を維持することを承認することを決定する。そしてその事は、以下の任務を遂行するため、適用可能な国際人道法および人権法に一致してまたソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一について十分に尊重して、あらゆる必要な措置を講じることを承認されるものとする。

(a) 2012年1月5日のAMISOM戦略概念に規定された四つの部門において存在を維持すること、およびかかる部門において、SNSFと調整して、ソマリア全土の効果的且つ合法的統治のための条件を確立するためアル・シャバーブ並びに他の武装反政府集団により与えられている脅威を削減すること。

(b) ソマリアにおける和平および和解プロセスに関与するあらゆる者の自由な移動、安全な通過並びに保護を支援することによりソマリアにおける対話と和解を支援すること。

(c) ソマリア当局がその統治の機能を遂行するため同当局に対する保護および主要な社会資本に対する安全を、適切な場合には、提供すること。

(d) その能力の範囲内で、また他の当事者と調整して、国家安全安定計画の実施、とりわけ全てを含んだSNSFの効果的な再設立および訓練を支援すること。

(e) 要請された場合にはまた能力の範囲内で、人道支援の提供のために必要な治安条件の創設に貢献すること。

(f) その要員、施設、設備、装備および任務を保護すること並びに安全保障理事会により負託された任務を実行するその要員および国際連合要員の安全と移動の自由を確保すること。

2. 例外的な根拠に基づきまた任務の独特な性格のために、来るべきAUおよび国際連合戦略再検討会議に照らして再検討されるという暫定基準に基づいて国際連合AMISOM後方支援パッケージの文民

要員を更に 50 名拡大することを決定し、アフリカ連合委員会委員長発国際連合事務総長宛の 10 月 18 日付書簡に従ってアル・シャバーブから最近解放された地区に速やかにこれらの文民を展開する重要性を強調する。

3. 事務総長に対し、AMISOM 戦略概念および AMISOM 作戦概念の実施に関するものを含む、AMISOM の計画立案並びに展開における技術的、管理的および専門的助言を、国際連合アフリカ連合事務所を通して、アフリカ連合に提供し続けることを要請する。

4. 事務総長に対し、決議 1910 (2010) の第 4 項に規定された国際連合基金の支出についての説明責任と透明性を確保しつつ、決議 2010 (2011) 第 10 および 11 項並びに決議 2036 (2012) の第 4 および 6 項に言及された AMISOM 後方支援パッケージに最大 17,731 名の制服要員を 2013 年 3 月 7 日まで提供し続けることを要請する。

5. アフリカ連合に対し、AMISOM の職務権限の履行について、事務総長を通して、安全保障理事会に定期的に報告し続けることおよび本決議の採択から 60 日後に、書面による報告の提出を通して、安保理に報告することを要請する。

6. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。